

がん治療による 外見の変化にお悩みの方へ



がん患者アピアランスケア用品購入費補助金交付事業のご案内

朝霞市では、がん治療に伴う外見の変化による心理的負担の軽減することを目的に、外見の変化を補う用品(アピアランスケア用品)の購入費を一部助成しています。



アピアランスケアとは？

がんやがん治療によって外見が変わっても、安心して自分らしく生活することを支えるケアのこと

©むさしのフロントあさか けんこう大使

対象者

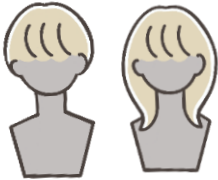
- 1 朝霞市に住民登録のある方
- 2 がん治療を受けた方・受けている方
- 3 アピアランス用品を購入した方
- 4 アピアランスケア用品の購入にあたり医療保険や他の自治体から助成を受けていない方

助成対象

助成回数は区分ごと各1回

申請期間

購入日の翌日から**1年以内**
※令和7年4月1日以降に購入したものが対象です。

区分	ウィッグ等	乳房補整具等	
対象用具	・ ウィッグ ・ 頭皮保護用ネット ・ ウィッグ付き帽子 	・ 補整下着 ・ 下着とともに使用するパット ・ 専用入浴着 	・ 人工乳房 ・ 人工乳頭 (エピテーゼ含む) 
限度額	10,000円	10,000円	

例1 ウィッグ購入の場合

利用者 ウィッグ9千円
頭皮用保護ネット3千円
合計:1万2千円

朝霞市 (区分:ウィッグ等)
補助上限 1万円を補助

利用者 自己負担額/2千円

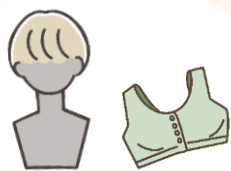
例2 ウィッグと補整下着を両方購入の場合

利用者 ウィッグ付き帽子8千円
補整下着 1万3千円
合計:2万1千円

朝霞市 (区分:ウィッグ等) 全額補助※8千円を補助
(区分:乳房補整具等) 補助上限 1万円を補助
合計 1万8千円を補助 ※購入全額が補助上限1万円以下の場合

利用者 自己負担額/3千円

申請から補助金交付までの流れ



アピランス
ケア用品の購入

ウィッグ・乳房補整具を購入。
購入時に、必ず「領収書」を
お受け取りください。



補助金の申請

申請に必要な「提出書類」を
朝霞市保健センターにご提出く
ださい。(購入日の翌日から1年以内)



交付額の決定・支払い

申請内容を確認し、後日交付決
定通知を郵送するとともに、指
定口座に補助金を振り込みま
す。(申請から約2か月後)

提出書類

1	補助金交付申請書兼請求書(様式1)	所定の様式に必要事項を記入ください
2	申請者(対象者)の本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等
3	がん治療を受けたことを証明できる書類	治療に関する説明書、診断書、治療方針計画書等 対象者の氏名が記載されているもの
4	領収書(原本)	品名・購入日・金額(内訳)・領収書発行者の記載があるもの
5	振込先金融機関が確認できるもの	通帳またはキャッシュカード
他	委任状	振込先が申請者(対象者)と異なる場合

市のHP
様式ダウンロード
こちら



FAQ/よくある質問

■対象者について

Q 男性でも申請できますか？

A 性別は問いません。

Q 子供用に買ったものは申請できますか？

A 対象者の年齢は問いません。
18歳未満の場合は保護者が申請してください。

■助成内容について

Q ウィッグと胸部補整具をそれぞれ購入しました。
申請は一度限りですか？

A 区分ごとに申請できます。
上限額は各区分ごと1万円となります。

Q ウィッグを2つ購入しています。
1つしか申請できないのですか？

A 複数購入した場合は合算し、まとめて申請できます。
すべての購入日が令和7年4月1日以降で購入日の
翌日から1年以内の申請になります。

Q 以前、補助を受けました。上限額に達していないため、
新たに購入した分を申請してもいいですか？

A 助成回数は対象者1人につき、各区分ごと1回限りです。
複数購入する場合は合算し、1回にまとめて申請してく
ださい。

Q 過去に買ったものは申請できますか？

A 令和7年4月1日より前に購入したものは申請できま
せん。購入日の翌日から1年以上経過したものは申請
できません。

電子申請

確認事項をよくお読みいただき、
必要書類を揃えてご申請ください。



郵便

必要書類を揃えて、
下記宛てにご郵送ください。

<送付先>
〒351-0011
朝霞市本町1-7-3
「朝霞市健康づくり課 健康推進係宛」



窓口

必要書類を揃えて、
「朝霞市保健センター2階
健康推進係」
にお越しください。

朝霞市本町1-7-3
(平日) 8:30-17:15